

項目	6 原発事故と自然災害との複合災害時の避難計画の実効性について
答弁者	危機管理部長
質問要旨	<p>東京電力福島第一原発事故から13年9か月経過したが、復興には遠い状況である。事故以前には、原発で重大事故は起こらない。もし事故が起こっても重大事故には至らないという安全神話が信じられていた。</p> <p>現在も、「世界一厳しい規制基準の下に原子力規制委員会が審査する。」という新たな安全神話が作り出され、再稼働が進められている。</p> <p>アメリカでは、原子力事業者が避難計画を策定し、その計画を自治体が評価する。日本では、避難計画は自治体が策定するが、評価の仕組みはなく、安全審査の対象外である。</p> <p>原発事故は大地震などの自然災害と複合的に発生する可能性が高く、事故情報、避難指示等の伝達方法、要配慮者の安全確保、避難退域時検査、屋内退避の課題、避難路・避難手段の確保、避難先での生活と戻るための準備など様々な課題は事前に検討されなければならない。</p> <p>原子力災害の避難計画は、国の責任で国が策定するべきと考えるが、自治体が策定している。しかし、緊急時の実効性があるとは言い難いと思う。</p> <p>今後、浜岡原発の再稼働の判断をしなければならないときに、実効性についての評価がされていない避難計画では不十分である。</p> <p>避難計画の実効性の確保について、どのように考えているのか伺う。また、問われるのは原発再稼働の是非以前に、住民の生命財産を守るという自治体の責務を果たす意思ではないかと考えるが、知事の所見を伺う。</p>

#### <答弁内容>

原発事故と自然災害との複合災害時の避難計画の実効性についてお答えいたします。

原子力災害に備え、県及び関係11市町が策定した広域避難計画の実施に当たっては、現時点で課題が残されていると認識しており、県及び関係市町が連携して、解決に向け取り組んでいるところであります。

具体的には、避難者に適時的確に事故情報・避難情報を伝える避難情報発信・集約システムの開発・運用や避難退域時検査を円滑かつ確実に実施するためのマニュアル作成等を進めるとともに、地震との複合災害も想定した訓練等を通じて対策の効果や課題の検証を行っております。

今後、国が設置する浜岡地域原子力防災協議会において、県、関係市町の地域防災計画及び避難計画を含む「緊急時対応」が取りまとめられます。それが具体的かつ合理的なものであることを関係省庁、関係自治体及び関係機関が確認した上で、総理大臣を議長とし、全閣僚等から構成される原子力防災会議に報告され、了承を得ることとなっております。これらの過程の中で、実効性が確保されていくものと考えております。

原子力災害への対応は、原子力災害対策特別措置法において、国と共に県及び関係

市町の責務と定められております。県といたしましては、再稼働の有無にかかわらず、原子力災害から住民の生命、財産を守るという意思の下、避難計画の実効性の向上に取り組んでまいります。

項 目	6 原発事故と自然災害との複合災害時の避難計画の実効性について【再質問】
答弁者	危機管理部長
質問要旨	今後県として、第三者機関等をつくり、策定した避難計画の実効性を独自に審査・検証を実施する考えについて伺う。

<答弁内容>

原発事故と自然災害との複合災害時の避難計画の実効性についての再質問にお答えいたします。

今後、内閣府が設置し、内閣府政策統括官、関係省庁、原子力規制庁の審議官、また、県、関係市町が参加する「浜岡地域原子力防災協議会」において、県、関係市町の地域防災計画及び避難計画、国の緊急時対応を含む浜岡地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものであることを協議会に参加している各機関により確認されます。その上で、内閣総理大臣を議長とした、各閣僚、原子力規制委員長等から構成されます「原子力防災会議」に報告され、了承を得ることとなっております。これらの過程の中で、実効性について検証がなされるものと考えております。